

第9章 環境の保全のための措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合における当該環境の状況の把握のための措置

第1節 事後調査の項目

対象事業に係る環境の保全のための措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合における当該環境の状況の把握のための措置（以下、「事後調査」）については、第7章の各環境影響評価項目の項において、事後調査を行うこととした理由、事後調査の項目及び手法、事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針及び事後調査の結果の公表の方法を記しています。

ここでは、各項目で事後調査を実施することとしたものを表9-1-1に整理しました。

表9-1-1 事後調査の概要一覧

項目	環境要素の区分	事後調査を行う理由
風害	土地又は工作物の存在及び供用	計画建物の建設後、一部の地点で風環境が変化すると予測されます。また、植栽等の防風対策を講じる計画であることから、風環境への変化と対策の効果を確認するために、事後調査として防風植栽の定着後に風観測を実施します。
水質	工事の実施	掘削工事等における排水は、計画地内に設置する処理施設で、河川の水質基準値以下に処理した後、創成川に放流する計画です。そのため、これらを確認するため処理後の水質を観測します。
地盤沈下	工事の実施	掘削工事中は、揚水期間や揚水量を適切に設定することにより、周辺への影響を最小限に抑える計画です。そのため、これらを確認するため敷地境界付近に設ける施工管理用観測井における地下水位の連続観測を行います。

第2節 事後調査の内容

1 風害

風害に係る事後調査の内容は表9-2-1に示すとおりです。

表9-2-1 風害に係る事後調査の内容

調査項目	風向、風速
実施時期	供用開始後（計画建築物の竣工後、かつ、防風対策の植栽が完了した時期）
実施期間	1回（1年間連続）
調査地点	事業実施区域内1地点
調査方法	「地上気象観測指針」（平成14年3月 気象庁）等に定める方法に準拠して現地測定を行います。

2 水質

水質に係る事後調査の内容は表9-2-2に示すとおりです。

表9-2-2 水質に係る事後調査の内容

調査項目	浮遊物質（SS）等必要な項目
実施時期	工事中の排水を行う時期
実施期間	適宜
調査地点	事業実施区域内1地点（仮沈砂槽等の処理施設からの排水）
調査方法	「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月 環境庁告示第59号）等に定める方法に準拠して現地測定を行います。

3 地盤沈下

地盤沈下に係る事後調査の内容は表9-2-3に示すとおりです。

表9-2-3 地盤沈下に係る事後調査の内容

調査項目	地下水位
実施時期	掘削工事中
実施期間	山留工事開始から地下躯体工事完了までの期間
調査地点	事業実施区域の山留壁外
調査方法	施工管理用観測井における地下水位の連続観測を行います。

第3節 事後調査報告書の提出時期

事後調査の結果については、調査の項目ごとに、その結果を速やかにまとめ、札幌市長に提出します。

